

# 法教育推進協議会 第19回会議 議事録

日 時 平成21年3月16日（月）  
午後3時00分～午後4時57分

場 所 法務省第1会議室

大村座長 それでは、まだお見えになっておられない委員もいらっしゃるようではございますけれども、予定された時間になりましたので、第19回法教育推進協議会を開会させていただきたいと存じます。

前回の第18回会議が開催されたのは昨年4月でしたので、久々の開会ということになります。前回に引き続きまして、私の方で司会を務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、前回以降、この法教育推進協議会の委員の方々にはかなり変動が生じたので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

弁護士の鈴木啓文さんは、当協議会の委員を退任されまして、その御後任として、同じく弁護士の村松剛さんに委員をお願いいたしました。また、内閣官房司法制度改革推進室の山下輝年内閣審議官は、東京高等検察庁検事に御栄転になり、その後任といたしまして、関一穂内閣官房司法制度改革推進室参事官に委員をお願いしております。

さらに、法テラスの畝本直美事務局次長は法務省人権擁護局総務課長に転出されまして、その御後任として、坂田吉郎事務局次長に委員をお願いいたしました。

それでは、村松委員、関委員、坂田委員の順番で一言ずつ自己紹介をいただければと存じます。

村松委員 弁護士の村松剛でございます。私は、日弁連の「市民のための法教育委員会」で事務局長をしております。同じ委員会のメンバーの鈴木委員に替わりまして、今日からこの会に参加をさせていただきます。

日弁連は、全国各地で活動している弁護士の情報やその法教育の活動をバックアップしておりますので、そういった日弁連の情報であるとか活動実績が少しでもこの会にお役立ちできれば幸いであると考えております。

また、併せまして、これは私事になりますけれども、私はこの会の前身の法教育研究会では教材作成部会の部会員として、それからこの協議会の前半時期には教材改定検討部会の部会員として参加をし、この親会も傍聴させていただきました。今日は委員という形でまたこの会に戻って来られましたことを大変うれしく思うとともに、非常に楽しみにしてまいりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大村座長 どうもありがとうございます。それでは関委員。

関委員 関と申します。よろしくお願い申し上げます。もともと検察官でございまして、期は41期になります。今のポストになる前は、日本司法支援センター（法テラス）で2年間、情報提供課長といたしまして情報提供業務を担当しておりました。法教育の関係は初めてでございますので、勉強しながら参加させていただきたいと思っております。どうか皆様方よろしくお願い申し上げます。

大村座長 よろしく願いいたします。では、坂田委員。

坂田委員 日本司法支援センターの事務局次長をつい最近拝命いたしました坂田と申します。もともとは検察官でございまして、前職は司法法制部の参事官をしておりました。ですから、この法教育を法制部で取り組んでいるということは知っておりましたが、違うラインでやっておりましたので、あまり内容的にはよく分かっておりません。今回のこの法教育については、非

常に意義のある重要な事柄であると考えておりますし、将来的に法テラスとしても有用な役割を果たし得る分野ではないかと考えておりますので、積極的に委員として取り組みたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速本日の議事に入りたいと存じます。

まず、事務局から配布資料の確認等をお願いいたします。

中川参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に資料目録という形で1枚目についてございますのが配布資料でございます。

資料1-1は、本日御議論いただきます「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて(案)」と題する書面でございます。

資料1-2から1-5は、資料1の添付資料という位置付けの書面であります。資料1-2が「約束をすること、守ること」に関する教材、資料1-3が「経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題」に関する教材、資料1-4が「現代社会をとらえる見方や考え方ときまり・契約」に関する教材、資料1-5は「労働を巡る法と歴史」に関する教材でございます。

資料2は、先ほど御紹介がありました委員の御異動を反映しました法教育推進協議会全体のメンバー表でございます。

続いて資料3は、本年2月13日に福岡市で行われました「法教育シンポジウム in 福岡」の配布資料でございます。

また、参考資料としまして、最後に法教育に関する最近の新聞記事をお配りしておりますが、さらに追加の参考資料といたしまして、別途机上に先般告示されました高等学校の学習指導要領の抜粋を配布させていただいております。

事務局からの説明は以上です。

大村座長 ありがとうございました。

それでは、本日の本題に入りたいと思います。

法教育推進協議会では、私法分野に関する教育の在り方を検討するという一つの主眼といたしまして、特に私法分野教育検討部会を設けるなどの活動を行ってきたところでございます。この度、私法分野教育検討部会において議論の取りまとめが行われましたので、本日はこれを受けて、法教育推進協議会としての取りまとめを行うべく、御議論をいただければと存じます。

まず、事務局から、取りまとめ案についての御説明をお願いいたします。

中川参事官 それでは、事務局から、本日の資料1の内容につきまして簡単に御説明をいたします。

なお、予め委員の先生方に配布させていただいた際の資料とは若干異なった点はございますけれども、字句等の修正を行ったということでございまして、内容的に変更はございません。

この資料の1ですけれども、資料1-1は、先ほどお話ししました「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて(案)」と題する書面です。資料1-2から1-5が教材案でございます。私からまず資料1-1の簡単な御説明をさせていただいた後に、資料1-2から1-5につきましては、この私法分野教育検討分科会に参加しております部付の大谷から説明をさせていただきます。

それでは、まず資料目録の1-1、「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて（案）」の中身について、委員の先生方にも目を触れていただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1枚目の第1「はじめに」という部分でございます。ここには、3段落、4段落目で記載させていただいておりますとおり、平成19年5月に「法教育推進協議会の協議の状況について」という取りまとめを行ってから、いわゆる私法分野教育の在り方につきまして、私法分野教育検討部会を設置し、平成19年5月から平成21年3月まで13回の部会を開催するなどして検討を行ってきたところであり、その結果、この取りまとめが出来上がったというものでございます。

続きまして、1ページから3ページにあります第2「学校教育における私法分野教育の意義」の箇所でございますが、1として「私法分野教育の必要性」についてでございます。

2ページ目の(2)にその必要性について記載がありますとおり、これまで私人と私人との間の関係を規律する私法については、財産法分野に関しては、消費者法制に関する教育などにとどまり、高等学校の専門学科を除いては必ずしも行われてきておりませんでした。

しかしながら、私法は市場経済の基本法であるとともに、日常生活の規範であり、市民社会の基盤であり、憲法と並ぶ重要性を有することから、私法についての学習を抜本的に充実させる必要があります。

そこで、法教育の発展のためには、学校教育において、私法分野教育を民法の一般原則を適切に踏まえつつ、憲法教育と同様に発展させることが極めて重要であります。

近時、現在満20歳とされている民法の成年年齢の引き下げについての議論がされていますが、その過程でも、学校教育における私法分野に関する法教育の充実の必要性が指摘されたところでもあります。

続きまして、3ページ目の第3の前の2というところを御覧ください。そこで、今回、私法分野教育として取り扱うべき範囲としてですけれども、私法分野教育の具体的内容としましては、契約法分野に関する教育が中心であります。その他の私法分野についても取り扱うべきとして、その具体的内容については下記の第3において述べるとおりであります。

続いて、第3の「学校教育における私法分野教育の内容」、3ページから10ページに記載されている部分ですが、4ページ目をめくっていただきまして、まず最初に、私法分野のうちのどの分野について検討するかという点について、この報告書では①として契約の分野、②として財産・責任の分野、③として家族の分野、この3分野について発達段階に応じた教育の在り方に配慮しつつ検討を行うこととしております。

そして、1として「契約の分野」というところですが、これについては(1)に記載のとおり2つのアプローチというものが有り得るところであります。

第1は、契約自由の原則を理解するとともに、契約に伴う責任を理解することを重視するというアプローチであります。

続いて第2のアプローチとしましては、契約法の原則とその例外などを題材として、契約の在り方や経済活動を考えることを重視するというアプローチであります。

そして、(2)に記載の「具体的な展開」であります。5ページに記載のとおり、発達段階の低い段階では第1のアプローチを中心とし、発達段階が進むにつれて第2のアプローチに重点を移していくことが望ましいとしております。

そして、5ページ目のイに記載してあるとおり、まず特に小学校の段階では第1のアプローチが重要であります。そこで、書面中に資料1として記載されておりますが、本日の資料目録では1-2されている「約束をすること、守ること」という教材が第5学年及び第6学年の特別活動という位置付けで作成された教材案であります。この中身については後ほど御説明いたします。

続いて、ウに記載してあるとおり、高等学校段階におきましては第2のアプローチが重要であり、様々な学習の展開が期待されます。例えば、新学習指導要領の公民科では、「現代社会」において雇用労働問題が、「政治・経済」において雇用と労働をめぐる問題がそれぞれ取り上げられております。この雇用と労働問題は、雇用に関する契約自由の原則と労働関係特有の労働者保護の要請とのバランスをいかにとるかという問題であります。

そこで、次の6ページ目の2行目に資料2とありますが、本日の資料目録では、1-3とされている「経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題」という教材がこれに対応する教材案として作成されております。これについても後ほど御説明をいたします。

続きまして、6ページのエに記載してあるとおり、中学校の新学習指導要領の社会科の公民的分野におきましては、契約の重要性についての学習が充実されており、これは第1のアプローチを敷衍して契約を取り扱うものと考えられております。

そして、6ページ目の最後の段落でございますが、中学校の新学習指導要領の記載にあるとおり、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として「個人の尊厳と両性の本質的平等」という憲法的価値・一般的価値と並列する形で「契約の重要性やそれを守ることの意義および個人の責任」という私的自治の原則を中心とした私法的価値・具体的価値が掲げられてあります。

そこで、次の7ページにありますとおり、この部分の学習を法教育の観点からどのように進めるべきかということを検討し、書面上は資料3として記載されておりますが、本日の資料目録では1-4とされている「現代社会をとらえる見方や考え方ときまり・契約」という教材案として作成されております。これも後ほど御説明をいたします。

続いて、7ページの2の「財産・責任の分野」でございます。

(1)として「2つのアプローチ」の2段落目にありますように、財産・責任の分野についての法教育を充実させるに当たっては、いわゆる近代私法の三大原則のうち「契約自由の原則」以外のもの、すなわち「所有権絶対の原則」及び「過失責任の原則」をそれぞれどのような取り扱うべきかを明らかにしていく必要があります。ここでも2つのアプローチが考えられ、第1のアプローチは、これらの原則そのものに関する理解を深めることを重視するものであり、第2のアプローチは、これらの原則とともに、原則に対する例外の意義を理解することを重視するものであります。

続いて(2)として「第1のアプローチについて」でございますが、これにつきましては、8ページの2段落目を御覧いただきますとお分かりになりますとおり、法の基礎となっている価値を理解するという法教育の観点からは、所有権絶対の原則及び過失責任の原則の内容についての知識を得るにとどまらず、その基礎となる考え方を身に付けることも重要であります。そして、このような考え方を学校教育・家庭教育を通じ、身近なトラブルや報道等に表れる事件や事故を題材として、幼児期から折に触れて子どもたちに伝える必要があります。

また、これらの原則は特に資本主義経済と密接に関連していることから、これらの原則自体についての学習については、経済教育との関係にも留意する必要があります。

続いて、(3)の「第2のアプローチについて」であります。これは記載されておりますとおり、所有権絶対の原則の例外に関する学習は、これまで必ずしも意識して行われてこなかったと推測されますが、例えば小学校・中学校の家庭科において取り扱われる環境に配慮した消費生活の在り方に関する学習は、所有権絶対の原則と環境維持の必要性との抵触関係を踏まえて、環境に配慮した生活のためのルールを設けるべきか、マナーとして環境に配慮した生活をする事で足りるのかなどの観点からの学習を行うことで、より理解が進むということが出来ます。

そして、9ページ目の2段落以下にありますとおり、中学校の社会科の公民的分野や、高等学校の公民科の現代社会及び政治・経済において取り扱うこととされている租税の意義等についての学習、それから高等学校の学習指導要領における家庭科の「家庭基礎・家庭総合」における住居・住生活についての学習、さらに知的財産の保護の意義とその侵害の問題や情報社会における表現の自由と名誉、プライバシー保護の在り方についても探求することが考えられます。

次に3として「家族の分野」でございます。これにつきましては、10ページ目の2段落目以降にありますとおり、家族法の意義は、家族の在り方が個人と社会秩序の在り方の根幹をなしていることから、その社会の実情に即した家族制度を実現し、もって個人の尊厳と安定した社会秩序を支えることにあります。したがって、家族の分野についての法教育を充実させるに当たっては、家族そのものに関する学習とともに、市場や国家を含む社会全体の在り方の中での家族の在り方という観点にも配慮する必要があります。

家族の分野についての発達段階に応じた法教育という観点からは、まず家族法に関する学習を行う前に、家族とその大切さを思う素直な心をはぐくみ、小学校段階では、児童が家族に守られていることに気づき、家庭生活と家族の意義について理解すること、中学校段階に入ると、家庭内における個人の尊厳や平等についての考察や、未成年者は保護者の同意がなければ有効な契約を締結することができないことなど、未成年者は法の下で家族に守られて成長する過程にあることを理解し、家族の機能と自己の在り方を考えること、さらに高等学校段階では、夫婦や親子、生殖の在り方などの具体的な社会的課題を関連する家族法制度を通じて考察し、家族法の役割を実感として理解することが望まれるとされております。

続きまして、第4として「私法分野教育の検討に関連して得られた成果」、10ページから14ページの記載部分であります。まず1として「紛争解決の分野についての法教育」、

(1)として「紛争解決の分野についての法教育の検討」につきましては、次の11ページの2段落目にありますとおり、契約法をはじめとする私法分野は、他者との摩擦・紛争を予防するとともに、解決の基準としての機能を有し、紛争解決手続に関する法分野と密接に関連をしております。

そこで、私法分野教育の充実についての検討とあわせて、紛争解決の分野についての法教育の充実に向けての検討が行われました。

(2)として「紛争解決の分野についての法教育の目指すもの」ですけれども、これにつきましては、①として、紛争を解決する方法として、当事者間の交渉、第三者を交えた調停、仲裁、裁判といった手続があることも踏まえつつ、身の回りの紛争を適切に解決する能力の涵養、②として、紛争の解決は当事者の心理的負担を減少させるとともに、共同体全体の利益にも資することや、紛争の解決過程の中で共同体全体としての根本的な問題が発見されるなど、公共

の利益を維持し、増大させる契機となり得ることについての理解、③として、実社会において紛争に巻き込まれたときには、その解決のために相談したり助力を求めたりすることができる職種・機関があることについての理解などを深めることが期待されます。

(3) としまして「具体的展開」であります。アとしまして、まず①につきましては、記載されてありますとおり、人間関係における摩擦・衝突を当事者や仲介人として適切に解決していく学習と実践活動が特に重要であります。

次に、12ページが一番上に飛びますけれども、摩擦・衝突が起こった際の当事者の取るべき態度・行動や第三者として介入する心構えなどを扱う学習の充実、特別活動や道徳において新たな視座を提供するものと考えられます。

続いてイとして、②につきましては、民事司法制度の意義に深く関係するものであり、基本的に公民教育と親和性が高いと言えます。そして、その際に重要になるのは、生徒たちが個人と個人との間の問題を解決していくこと自体が、学級や学校などの共同体全体としての利益につながっていることに気付いたり、個人同士の問題の解決の過程で、学級や学校などの共同体全体として解決すべき問題を発見し、これを解決する取り組みを行ったりした経験を民事司法制度の意義と結びつけて理解することです。

次にウとして、③につきましては、弁護士、司法書士などの紛争解決に直接かかわる法律実務家の存在、裁判所における民事裁判・民事調停手続や各種ADR機関における裁判外紛争解決手続の存在を知るとともに、実際に紛争・法的トラブルに巻き込まれた場合には、日本司法支援センター（法テラス）が適切な機関を紹介する情報提供業務を行っていることを知り、これらを現実に利用する契機を得ることが重要であり、その時期につきましては、中学校や高等学校の最終学年において取り扱われることが望ましいとしております。

13ページ目のエですけれども、さらに、民事手続法分野教育に関連しては、民事模擬裁判・模擬調停による法教育の授業の展開が望まれます。

現在、刑事につきましては、裁判員制度を念頭に置いた刑事模擬裁判が各地で開催され、多大な成果を上げております。これに対して、民事模擬裁判や模擬調停による法教育授業は、刑事模擬裁判と同様の効果が見込めるだけでなく、交渉・調停・和解を実際に体験することを通じて、対立と合意の在り方などに関するコミュニケーション能力についての更なる学習効果を望むことができます。

続いて2として「歴史教育と法教育」ですが、13ページ目の2の最初の段落にありますとおり、従来、歴史教育においては、法の歴史についての学習が十分に行われてきたとは言い難いと言えます。しかし、立憲民主主義の確立の歴史的意義と日本国憲法、近代私法の三大原則の確立の歴史的意義とその後の私法の発展などが、歴史教育において適切に行われることによって、現代において所与のものとされがちな法や権利の意義・重要性が実感として理解できるようになるものと考えられます。また、我が国の法制の経緯は、日本史及び世界史についての理解をより深めることができます。

そこで、私法分野教育に関する検討の中で、労働をめぐる法の歴史という観点から、書面上は資料4となっておりますが、本日の資料目録では1-5とされている「労働を巡る法と歴史」という教材を作成しましたので、これについても後ほど御説明いたします。

次に、第5として「生涯学習としての私法分野教育」についてです。

これも、最初の段落にありますとおり、成年者が私法分野についての正確な知識・理解を身

に付けることは極めて重要であります。しかも、悪徳商法被害をはじめとする消費者被害が跡を絶たないなど、私人と私人との間のトラブルの予防・解決に関する法についての啓発活動の必要性は高いと言えます。そこで、法テラス等の窓口の周知など、日常生活において生じるさまざまな法的問題に関する取り組みを進めることが必要であります。それだけにとどまらず、成年者として理解しておくべき重要情報をハンドブックとしてまとめておき、必要に応じて参照できるようにしておくことも検討に値します。また、諸外国の取り組みを参考にしつつ、我が国においても官・民を問わずさまざまな工夫をすることが望まれるとしております。

そして、第6の「法教育の担い手の基盤強化」でございますが、これにつきましては、学校の教職員の方々には、どのように教えればよいか分からないという不安を抱かせるおそれがありますので、次の15ページにありますとおり、まず先行するさまざまな法教育実践事例についての情報を共有し、多くの教職員が自ら法教育に取り組める環境を整備することが重要であります。

また、法教育においては、これまでも、裁判所、検察庁、弁護士会、司法書士会といった身近な法律専門家の協力のもと、教職員等をバックアップする全国的な態勢が整えられてきましたが、こうした取り組みを一層充実させつつ、とりわけ私法分野教育に関しては、弁護士・司法書士のみならず、法務局や法テラスといった身近で全国的な組織を持つ機関が積極的に関与することが期待されるとしております。

最後に第7「まとめ」であります。以上のように、私法分野教育の在り方についての検討を進めてきましたが、私法の意義・重要性にかかわらず、私法分野教育はいまだ未発達の部分が多いことを改めて確認いたしました。しかしながら、私法分野教育を担う法律専門家の人的基盤は、法曹三者、法務局、法テラス、司法書士、法律学者等、徐々に整備が進んでおります。これらの専門家が、教育関係者と協力して、この報告書を踏まえつつ、私法分野教育の実践に取り組むことによって、その内容も進化を遂げていくことが期待される。そして、当協議会においては、今後も教育関係者と法律専門家とを強く結びつけるフォーラムとして、私法分野教育を含む法教育全般に関する情報交換及び検討などに務めていくこととしたいとして、最後にまとめとなっております。

以上が資料1-1の中身についての御説明でございます。

続きまして、教材について御説明させていただきます。

大谷部付 司法法制部付の大谷でございます。私法分野検討部会の構成員としてこの教材作成に関与させていただいた立場から、順番に御説明をさせていただければと思います。

まず、資料の1-2を御覧ください。この資料1-2にかかわらず、1-5まですべてを部会の構成員で検討いたしました。適宜、教育推進協議会の親会の委員の先生にも御参加いただいて議論をしてみました。そして、資料1-2についてですけれども、これは大体、小学校5年生から6年生ぐらいを念頭に置いて作った教材でございます。我々の検討の中で、子どもたちの間では物の貸し借りをめぐる問題がいろいろ多く起こっているようだということが分かりました。そこで、第1の「単元設定の趣旨」の2段落目ですけれども、こうした実態を踏まえると、「約束をすること、守ること」の意義について改めて考えさせる必要があると考えました。例えば約束をすることもしないことも自由だということや、約束は原則として守らなければならないこと、約束を守らないと相手に迷惑がかかることなどについて、実感として理解させることが重要ではないかと考えた次第です。

大体の流れを御説明いたします。第2の単元の3の「単元の位置付け」を御覧ください。新しい小学校学習指導要領の特別活動「学級活動」の「共通事項（2）日常の生活や学習への適応及び健康安全」のうちの「望ましい人間関係の形成」というところで扱ってはどうかということで作成いたしました。

指導計画としては、一番下ですけれども、第一時として、「約束をすること、守ること」について考えさせます。アンケートをそれぞれのクラスでとったり、あるいは、今教材に付けておりますけれども、アンケートの結果に関する資料に基づいて、物の貸し借りをめぐってトラブルが存在していることに気付かせる。さらに、具体的な貸し借りの事例から、あやふやな約束、相手に流されてする約束、約束の軽視、約束の不履行などの問題点に気付かせる。そして、「約束をすること、守ること」について整理する、これが第一時の流れです。

第二時は「貸し借りからえられること」と題しまして、実社会の中にたくさんの貸し借りが存在することに気付かせ、なぜこのようにたくさんの貸し借りが存在するのかという発問から、貸す側、借りる側が得られるものについて考えさせていくというものです。

そして、貸し借りの前提である返さなければならないということにも注目させながら、約束を守ることで双方が利益を受けられることに気付かせていこうというものです。

3ページ以下のところで、授業の具体的な流れを書いておりますが、4ページがアンケートの集計結果でございます。これは実際に私法分野検討部会の構成員である、増田先生のクラスでアンケートをとっていただいたのですが、「物を貸したり借りたりすることをめぐってトラブルになったり嫌な思いをしたことがありますか」ということを聞いてみますと、クラスの半数以上がトラブルになって嫌な思いをしたことがあると答えました。どのようなトラブルがあったかと聞いてみますと、本やゲーム機やゲームソフトの貸し借りについてトラブルが起こった。本などでは、汚されたとか、あるいはなくされたとか、そのような問題があるほかに、約束の日が過ぎても返そうとしてくれなかったとか、様々な問題があるということが分かりました。

そこで、第一時では、こういったアンケートの例を示したり、あるいは実際にアンケートを行った後で、5ページの、「できごと・その1、その2」というものをロールプレイをさせて考えさせていこうとしています。「できごと1」というのは、A君の家にB君が遊びに来た。B君がゲームソフトを貸してよと言うと、A君は渋るわけですが、B君が強引に借りていってしまう。数日後、ゲームソフトはどうだったとA君が聞くと、B君がおもしろいからもっと貸してよと。A君はもう返して欲しいと言うのですが、B君は返してくれないという事例です。

この教材を使った授業を実際に行ってみましたところ、やはり返すべきだと、B君が無理やり借りているのだから返しなさいというのが基本的な答えなのですが、ほかにも、いつまで貸すということをきちんと約束しなかったとか、A君が貸すのが嫌だったら嫌だと言えばよかったのではないかというようなことも、実際に子どもたちの意見として出てきたところです。

次に、「できごと・その2」では、今度は、B君がA君にゲームソフトを貸してよと言い、A君とB君の間で交渉して5日間貸してあげるということになった。ところが、3日後になって、A君がやはり返して欲しいと言い、5日と設定した期限をA君が破るという事例を設定して、この場合はどういう問題があったのだろうかということを考えさせるというものです。

「できごと・その1」のほうでは、明確に約束をすればよかったのではないかという疑問を

植え付けた上で、約束をきちんとしたとしても破る場合があるということ。「できごと・その2」を通じて考えさせるというものです。

第二時ですけれども、資料の6ページですが、実社会の中でどのような貸し借りがあるのだろうかということを中心にいろいろ考えさせてみる。レンタルCDとかDVDとかレンタカーとか、様々なものがあるというのが恐らく出てくるのですが、貸し借りから得られることは何だろうかということを中心に議論させます。どうして世の中にはこういうレンタルのものや貸し借りがあるのだろうかという発問に対して、子どもたちからは、出せる範囲のお金でいろいろなものが借りられるからとか、人は欲しいものすべてを買うことができるわけではないから借りないといけない、そういう意見が出てくることを想定しております。

それから、本の貸し借りということもアンケートの中で扱ってございましたけれども、本の貸し借りのよさは何かということを考えさせます。自分で買わずに読めるということのほかに、楽しさを共有できるとか、いいものを友達に知ってもらえることができるというような答えが出てくることを想定されます。

また、学校の図書室でも本は借りられるけれど、図書室のよさは何だろうか、たくさんの中から選べるし、もちろん個人で本をたくさん買うことができないし、学校の立場から見ると、子どもたちの知識が増えていいと、こういう様々な考え方、見方が導き出せるのではないかと考えております。その上で、期限を守らないことについて考えさせてみる。どういう影響があるのだろうかということ、もちろん貸した人、本人に対する迷惑もありますし、次の順番を待っている人に対する迷惑もあります。さらにみんなが借りたものを返さないような風潮になれば、物を所有している人は人に貸すのが嫌になって、結局お金がない人にとって生きづらい世の中になってしまうのではないかと、そういうようなことまで考えさせられればよいということ考えたところでございます。

以上が資料の1-2の流れでございます。

次に資料の1-3、これも契約に関する学習ということで、先ほどの資料の1-1の報告書本体で言いますと6ページのところにあるわけですが、雇用・労働問題についての教材例を法教育の観点から作成するとどうなるかというものでございます。

新しい高等学校学習指導要領において労働問題というのが取り上げられておりますけれども、これについて今まで契約の自由な原則という観点から教材が作られたことはあまりないのではないかと、これを踏まえて作った次第でございます。

資料1-3の第2の「単元」の3の「単元の位置付け」を御覧ください。その2段落で、単元名は、「現代の経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題」と題して、3時間で編成しております。まず、第一時において、労働契約の事例を通じて、実際に契約を結んでもらう、そこで契約自由の原則と契約を守る責任について理解させる。第二時において、市場経済における使用者と労働者の関係を題材として、契約自由の原則の限界について考察させる。第三時においては、現代の経済社会における契約の自由と当事者間の公平とのバランスの在り方の検討を通じて、私法の基本的な考え方について考察させるという3時間構成のものでございます。

授業について、ワークシートの8ページ以下を用いて御説明させていただきます。

8ページのところに、1時間目に使うワークシートが付いております。この単元では契約について考えます。契約というのはお互いの意思によって成立する法的な約束のことですが、実

際に架空の契約（労働契約）を結んでみることを通じて契約について考えます。

この2ページ後、10ページに雇用契約書というものがありますが、これを配ります。そして、ブランクが幾つかございまして、賃金の月給が幾らかというところと勤務時間のところと休日のところが空欄になっています。この空欄を埋めてみようというのがこの時間の大きな流れです。

8ページに戻りまして、AさんとBさんという人がいます。Aさんは20歳の方で、高校卒業後に就職した会社が先月倒産してしまいました。家族もあまり家計の状況が良いわけではなくて、自分は仕事をしたいと思っている。そして、Bさんが社長を務めている自動車販売会社から声がかかって採用してもらえそうなので契約交渉を行おうということになります。契約に当たっては、月収20万前後を希望するけれども、それが無理だとしても最低16万円は必要だと思っているとか、火曜日と金曜日は17時には仕事を終わりたいと思っているとか、あるいは土日はなるべく休みたいけれども、もし働くならかわりに平日に休めるように配慮をして欲しいとか、こういう希望を持っている前提です。

それに対して、自動車販売会社の社長のBさんは、このAさんを出来れば採用したいと考えていて、契約に当たっては、月給15万円前後、車の売り上げによって変更してもいいと考えているとか、お店の営業時間は10時から18時なので、勤務時間はそれに合わせて欲しいとか、お店が忙しいのは週末なので、土日は出勤してもらいたい、しかし、週休2日は与えてもいいと考えている、こういう前提の中でブランクを埋める交渉をしようということを考えております。

そして、その交渉の後、9ページのところですが、契約の内容や形式は自由に決められるのだろうかということ資料を使って調べるなどして議論もしてみる。それが第一時の大まかな流れです。

第二時は、11ページにまいりますが、このAさんとBさんが契約を締結して、Aさんが働き出すわけですけれども、入社から半年ほど経ったある日、社長から「都合により、今日付で解雇します」と言われて非常に困っています。Bさんの言い分を聞いてみると、会社の業績は今のところ好調ですけれども、経済の先行きが不透明で、このままでは会社が赤字になるのではと心配をしている。そこで人件費を抑えるため、経験が浅い社員数名に会社を辞めてもらうことにしたということを行っている。

そこで、お互いの言い分を整理して問題を考えますと、Aさんの立場から見れば、そもそもこのBさんの言っているような理由で解雇されていいのかという疑問が当然出てきましようし、あるいは実際問題としても自分はそれほど生活状況も良くないし、急に辞めろと言われても、お金にすぐ困ってしまうのではないとか、ほかの仕事を探そうにも、その余裕もないではないとか、いろんな問題を考えつくのだろうと思います。

これに対して、Bさんの立場からしても、それではどんな時でも一度雇った人は常に雇い続けなければならないのでしょうかと、自分は会社を経営する者として、必要なリストラはしないといけないのではないかとといった意見が出てくるのが予想されます。答えは当然ないわけですけれども、お互いに生徒たちが想像力を働かせて議論をするということを想定しております。

そして、第三時は12ページですけれども、第二時まで、まず第一時で契約の自由の原則、第二時で契約を自由だと、このままいくと簡単に雇用を解約されたり、労働者が困ることもあ

るので、法律は労働者を保護しようとしているのだということが分かる。その契約の自由と例外に関する関係を踏まえた上で、第三時は、労働契約以外に契約を結ぶ当事者の関係が対等でない例を挙げてみようというので、例えば①としてこれは消費者契約の問題、無理にブランド品を売りつけられた人が契約を解約できるかどうかということ、あるいは②として、マンションの賃貸借契約で、来週いっぱい2年間の契約期間が切れるので出て行って欲しいと急に言われたと、そういう場合を想定して、契約が自由だということ、それで本当に常によいのだろうかということを考えさせていこうというものです。グループで議論をしまして、契約の当事者を対等に近づけるためのルールについて知っているものを挙げてみようなどといったことを行った上で、最後に13ページですけれども、契約の自由の原則と例外についてこれからも考えを深めていこうとまとめているものです。

これが資料の1-3でございます。

次に資料の1-4ですが、これは中学校の社会科公民的分野において取り扱うことを想定したものです。中学校の教材については、お配りしてございます「はじめての法教育」の中でも「私法と消費者保護」という形で、契約の自由、それと消費者の保護についての関係を学習するようにしておりますけれども、契約そのものについては、それを更に活用することを想定しつつ、さらに、新しい学習指導要領において、法教育的な考え方から、契約の重要性ということも書いてございますので、とらえ直したらどうなるかということ考えたのが資料の1-4でございます。

資料の1-4、第1のところですが、社会科公民的分野の大項目「私たちと現代社会」の中にはこういうことが書かれてございます。現代社会をとらえる見方や考え方ですが、「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、決まりの意義を考えることを通して、現代の社会的事象を読み解くときの概念的枠組みとして、対立と合意、効率と公正などがあることを理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義および個人の責任などに気付かせる。」とされています。

この単元、資料1-4の教材は、団地における住民間や家庭内でのトラブルを題材として、法教育の観点から、「私たちと経済」「私たちと政治」「私たちと国際社会の諸課題」の学習とのつながりを意識しつつ、公民的分野の導入部分という位置付けで授業を構成したものです。これも、具体的には11ページ以下のワークシートを用いながら授業の流れを御説明させていただければと思います。

11ページ、第一時でございますけれども、「トラブルをどのように解決するのがよいのだろうか」ということで、子どもたちにこの11ページ、12ページの2枚の資料を配ることを想定しています。この団地には101号室から303号室までございまして、今7つの世帯がこの中に入っている。そして、前の道路のところにはごみ置き場があって、ごみ袋の上からネットをかける方式でみんながごみを出しているという状況です。

11ページの一番下ですが、「この団地に入居する人は、自治会に全員加入しており、自治会の決定に従うとの規約に同意している」となっています。

13ページに、これは全員に配るものではなくて、グループ分けをした上で、このどれかの役をしてくださいということで、子どもたちにそれぞれの役割に応じて配ることを前提としております。

これを見ますと、いろんな人たちがいろんな問題を抱えていることが分かるのですけれども、

例えば301号室に住んでいる自治会長は、ごみ置き場の利用状況が悪く、散乱しているごみを度々片付けなければならないことに不満を持っている。あるいは、303号室の日本人家族のところは、中3の娘さんがいるわけですがけれども、これは隣室の音が気になって受験勉強に集中できない。隣室は外国人の家族が入っておられて、まだ来日して間もなく、その国の文化として夜遅くまで騒ぐというか遊ぶことが好きな人たちで、わいわいやっていることがある。日本人家族Aは、外国人家族の騒音に悩まされていて、常に被害者なのかということ、その下の203号室には日本人のBさんがいて、日本人家族Aのところの息子さんのドタバタする音がうるさいと思っている。このような問題、様々な人が様々な課題を抱えているのだということが分かるようなものですが、これを見せた上で、お互いにそれぞれの立場から自分はこんなことに困っているとか、自分はこういう状況にあるということグループの中のほかの生徒に説明してもらって、状況をみんなで把握する。そして、解決しなければならない問題というのはどういうものがあるのだろうかということ子どもたちが自分たちで見つけ出していく、これが第一時の流れです。そしてここから、世の中には対立があるのだということと、それからこの対立を解消するためには合意をして解決する必要があるということをおぼえておきます。

第二時は、14ページですけれども、この先ほどの13ページにあった様々な問題、抱えている様々な問題について、特に騒音に関する問題を解決しようということで、それぞれのグループで話し合いを行って解決策を考えてくださいとしておきます。

特に日本人家族Aの中3の娘さんが悩んでいる悩みについてどのように解決すればよいのだろうか、様々な解決方法があるのだと思いますが、例えば、102号室に集会室がございしますが、ここは今のところ利用は9時から19時までになっている、これをみんなの合意で、例えば21時までとか22時までとか、夜ある程度遅い時間まで開放してあげて、日本人家族Aの娘に使わせるとかということも考えられましょし、外国人家族Aの方に、少しうるさいから夜は静かにしてねということをお願い、この外国人家族Aとコミュニケーションをとれる人が言いに行くとか、いろんなことがあり得るのですけれども、その解決策を自分たちで考えてもらう。その解決策を、14ページに戻りまして、自分たちの解決策をチェックしてみよう。そこで効率と公正という観点からチェックしてみることにしております。効率という観点からは、その解決策で本当に問題を解決することができるかどうかということや、お金はどれぐらいかかるだろうかとか、手間や時間はどれぐらいかかるだろうかとか、こういう観点から評価をする。あるいは、公正という観点からは、みんなが参加して決めましたか、だれか参加できていない人はいませんかという手続的な公正の観点や、立場が変わっても受け入れられるだろうかという実体的な公正の観点から評価をしてみようということで、この時間では対立を合意で解決することはできるのだけれども、それは効率とか公正という観点到に配慮してやっっていかなければならないということをおぼえておきます。

第三時は15ページですけれども、先ほどの13ページに戻りますが、201に住んでおります日本人Cさんというのは単身赴任の男性ですけれども、この方はあまり周りの方々とコミュニケーションをとっていない。この方が問題を起こすということを想定しております。16ページで自治会の回覧板というものが回されます。これはごみの出し方についてという回覧板で、自治会がみんなで話し合っごみの出し方について、必ず分別するとか、必ず収集日の朝に出すとか、そういうルールを決めました。そして、自治会規約、皆さん全員が自治会に入っ

ておりまして、自治会規約に同意しておりますが、自治会員は自治会の決議事項に従うとなっているので、これを守るようお願いいたしますという回覧板が回ってきます。

ところが、15ページの一番上の四角の中ですけれども、1カ月後ぐらいに、夜のごみ出しが再び始まります。そして、調べてみると、日本人Cさんがこのルールを守っていないことが判明しました。日本人Cさんの言い分は次のとおりである。自治会の話し合いがされてから、勤務時間が変わって深夜勤務になった。その関係で夜出勤する前にごみを出すしかないのだということを書いていたり、あるいは、仕事が忙しくて、この自治会の話し合いには出られなかった。自分は決める手続に参加していなかったのだから、そこで決まったことに従う気はありませんということを書いている。この日本人Cさんの行動は仕方がないという意見に対して、あなたの考えはどうかということからこの授業が始まっていくわけです。決まったことには従いなさいという考え方ももちろんありますし、事情が変更したのだから、この人はかわいそうじゃないかという考え方もありましようし、あるいは、もしかすると自治会の約束には何でもかんでも本当に守らなければいけないのでしょうかということも疑問に思われるかもしれませんし、様々な議論がされるのではないかと思います。

3のところ、いずれにしても、日本人Cがルールを守っていないことが分かって、これについて何らかの対応が必要だろうと、これをどう解決したらよいのだろうかということ、また解決策を考え、効率と公正の観点から評価をし直すということで、この時間は契約とか決まりといったもの、これを守るということについて考えたということになります。

その次に第四時ですけれども、101号室は空室だったのですけれども、ここに新しく家族が入居したということを想定しております。ここは3人家族、父親、母親、子どもの3人家族で、父親は会社員、母は専業主婦、子どもはこの授業を受ける中学3年生の子どもたちと同じ年代の子がいる。お母さんは専業主婦だったのですが、働きたいと言い出した。そういうことを前提に、それではどうしようか。今までの家事分担を見ますと、専業主婦のお母さんが細々とした家事をほとんど全部受け持っています。これをもしお母さんが仕事に出るとすれば、お父さんや子どもで分担をしなければならないことになります。まずは、お母さんの希望をかなえてあげるべきだろうか、それぞれの立場から考えてみようというので、これは恐らくは、お母さんの個人の尊厳であるとか、お父さんばかり仕事をしなければいけない理由はないのではないとか、そういうことから、お母さんも仕事をさせてあげるべきだという答えになるだろうと思いますけれども、その間にどういう理由でそう思うのかといったことを議論してもらいます。

18ページですけれども、ではお母さんが仕事をしますということになった場合に、新しい家事分担はどんなふうにしたらよいかということを考えてみる。ここでは、父親、母親、子ども、3人の家族以外にも、ヘルパーさんであるとか、外部からも助けを求めることも可能だろうと、それも含めていろんな解決策を考えてくださいということになっております。

そこでまた自分たちがした家事分担のルールを効率と公正という視点からチェックしてみるということで、この時間は個人の尊厳と両性の本質的平等について検討したということになります。

最後に19ページで第5時として、人はどんなかかわりを持って生きているのか。まず、この団地の中に見られる家族の形態、母子家庭もありましたし、子どもがいる家庭もありましたし、1人で住んでいる方もいる。この団地の人たちはどういう社会集団にかかわっているのだ

ろうというのをみんなで考えてみる。それは会社に所属している人もいますし、外国人の方は今住んでいる家族以外にも本国に残してきているその他の家族というのがいたり、その友達がいったり、いろんな社会集団とかかかっているということが分かります。

次に、生まれてからこれまで、あるいはこれからこの授業を受ける生徒自身がかかわってきた、あるいはかかわるであろう社会集団について考えて、一番小さな社会集団は家族である、そして一番大きな社会集団は世界全体の社会、国際社会というもの、これを人間はそのいずれかに必ず所属していて、そしてその複数の社会集団に必ず所属している、1人では決して生きていくことができないということから、人間は社会的存在なのだということに分かっていく、そういう5時間構成の授業にしております。

以上が資料の1-4の御説明でございます。

最後に資料の1-5ですが、これは、歴史教育の中でも法教育の観点で出来るのではないかということから作ったものでございます。高校生の世界史の中に「日常生活に見る世界の歴史」という項目がございまして、ここにひっかけて教材を作ってみたところです。

授業の内容といたしましては、2時間構成で、資料の1-5の1ページの下の方、「単元の指導計画」でございますが、まず、今我々が住んでいる社会では、職業を選んだり賃金や働く条件を定めることは原則として自由だということを確認して、それが歴史的にはどうだったのだろうかということを考えていく。フランス人権宣言に、人間は生まれながらにして自由であるといった文言があることを手がかりに、労働や賃金が市民革命の前後でどのように変化したのかについて考察します。そして、市民革命以前の庶民の労働は、奴隷制とか農奴制など、強制的に働かされるとか、身分に縛りつけられるものであったということを理解し、市民革命の後は自由に契約によって労働を決めていくことができるという「身分から契約へ」という流れを理解する。

そして、2ページのところですけれども、現在の社会において、個人が自由に労働や賃金を選ぶことができるのは、「契約自由の原則」が確立されたということが大きいのだということに気付く、これが1時間目のところでございます。

そして、第二時として、最低賃金を啓発するポスターを題材として、どうやら現代においても、雇い主と働き手の間の自由な契約というには一定の制限があるのだということをつきかけとして、契約の自由に対する例外の歴史的な発展というものを考えさせるというものです。産業革命後における児童を含む労働者の過酷な労働環境を題材として考察し、契約自由の原則のもと、資本家と労働者の貧富の格差を著しくさせたということを理解する。さらに、イギリスの「工場法」を題材として、現実の経済の状況に対応するため、契約自由の原則に例外を設けたということを理解する。

最後に、これも資料の1-3のときに御説明したとおりですけれども、労働や賃金以外にも、契約自由の原則に対する例外というのは様々なものがあるということを紹介して、これは歴史的に発展してきたものであるということに気付くと、こういうものでございます。

具体的な教材については3ページ以下でございますが、ワークシートの7ページ以下にございます。例えば8ページで市民革命、これは第一時のほうですけれども、市民革命以後の庶民の生活について絵を見て考えようというので、自分たちで職業を選べるようになった人たちがその自由を謳歌しているという絵。これは右上のほうに傾いた矢印のようなものがございすけれども、これは質屋を表しているようで、みんなが自由に活動できるようになったので、質

屋が傾いてしまったということ象徴的に表した絵だということのようです。

そして、2時間目のほうは9ページでございますけれども、児童労働での過酷な状況というものを絵を通して理解するなどといったことを考えてございます。

授業の中では先ほど申し上げたとおりでございます。

以上、大変長くなりましたけれども、資料の1-2から1-5についての御説明を終わらせていただきます。

大村座長 どうもありがとうございました。資料の1-1が取りまとめの案でございます。あと、1-2から1-5までの4つの教材の例が添付されております。この後、今の御報告を踏まえまして意見交換に移らせていただきたいと思いますけれども、資料がかなり大部でございますので、順に分けて御意見をいただき、最後にまたまとめてということで、さかのぼっても結構ですので、御意見をいただくということにしたいと思います。

まず最初に、資料の1-1の取りまとめ案の本体について何か意見がございましたらぜひ伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

村松委員 議論の前提なので質問をしたいのですが、この取りまとめ案の名あて人、誰に向けてこれを書いているのか、最初にその点を教えていただきたいと思います。

大谷部付 法教育推進協議会は司法法制部長の私的諮問機関でございます。これまで法教育推進協議会自体として御議論、私法分野の教育について取りまとめる必要があるということで活動していただいております。従いまして、この取りまとめは、直接には司法法制部長に対する取りまとめということになりますけれども、ひいては、これから法務省のホームページなどにアップするなどして、社会全体に対して発信していくことを前提としております。

大村座長 そのほかいかがでございましょう。大杉先生どうぞ。

大杉委員 最初に感想ですけれども、最初の発展に向けての案と教材がセットなので、文章だけではなかなか分かりにくい部分が、学校の先生方には授業イメージとして非常にメッセージがあるのだと思います。先ほどのお話のように、最初に取りまとめについて、全体的な部分と、あと、ページごとに少し気になった文言――細かくて申し訳ないのですけれども――がありますので、全体的な部分で言いますと、これももう今ないのかもしれないですけど、「骨太の方針2005」というのがあったときに、文科省など様々な省庁が関連するものについて、関係省庁連絡会議というのがありまして、そのとき幾つかのプログラムが連携で話されたと記憶しているのですけれども、そのときに行われたのが、全体の教育プログラムと教材開発をすることが大事ですねという合意があったのではないかと思うんですね。そのことに関連するのですけれども、法教育研究会と、また法教育推進協議会とこれまで発展してきているのですけれども、学校の先生方、今大量に団塊の世代が辞められて、あと数年ぐらいで学校のメンバーが半分ぐらい入れ替わる状態と言われているのですけれども、そのときに、法教育研究会で出された報告書が頭にあってこれを読んでいる人とこれだけを見る人というのがあると思うのですね。何が言いたいかといいますと、この法教育の全体の構造図といいますか、それがあって私法分野教育の充実というのがこういうことなのだというのが、A3、1枚の横開きでいろんなプログラムがあるのですけれども、横開きで内容と学年の順序性とか、あるいはこの法教育全体の中の私法分野教育というのがどういうことになっているかというのがあれば、特に学校の先生方が見られると、ああ、そういうことだなというふうにお分かりになると思うのですね。我々は、ずっと読んでくると、ここはそうだなと思う気はするのですけれど、これが全体的な

ことです。あと、少し細かい部分で言いますと、2ページ目の一番上に、社会科を中心に小・中・高となっているのですけれども、小・中・高になったときは、社会科・公民科とかしないと受け取り方が少し違う方がいらっしゃるかもしれないので。

4ページ目のところに、2つのアプローチというのがあって、真ん中に本文では共同体と出てくるのですけれども、教材は社会集団というふうに出てきていて、そのあたりは少し齟齬があるかなと思います。

あと、6ページですね。これは少し教材と絡むのですけれども、一番下のところに、法教育の視点から、新学習指導要領の記載についての実践のあり方を示すことが必要だと書いてあります。そうするとこれをそのまま受けると、指導要領の趣旨をうまく反映した教材かどうかというところがあるので、これは多分、文科省との連携はされていると思うのですけれども、文科省のほうで、こういう指導計画とか実践集を出されるかどうか私は分からないのですけれども、それよりも先に法務省が出されているので、これで教材の実践のあり方という部分ですね、これを見ていくことが必要なのかなというのと、12ページ、本当に細かいところなのですけれども、イのところでは高等学校公民科の「現代社会」の内容(2)ウにおいてとあるのですけれども、他は全部、中項目名などが書かれているのですけれども、ここだけ記載がありません。

あと、14ページの上から3行目。これは誤りだと思いますけれども、新学習指導要領「案」になっています。法教育研究会・推進協議会と連なっていますので、ある程度平仄なども揃えられるとアピールしやすいのではないかと思います。

大村座長 どうもありがとうございます。技術的な御指摘、御注意もございましたけれども、最初におっしゃったのは、一番前に全体のマップのようなものがあって、これがどこをカバーしているのかというのがあると分かりやすいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

大谷部付 今、大杉先生がおっしゃったとおり、これまでの法教育研究会等の流れも含めて、どういうところに位置付けているのかということが分かったほうがよいと思いますので、その記載の仕方について少し検討させていただいて、座長とも御相談させていただきたいと思います。

大村座長 あとは、6ページ、文科省とのすり合わせは大丈夫ですかという御指摘がありました。

大谷部付 これもまだ、文科省とのすり合わせというか、もしかするとどう書くかという問題なのかもしれないと思いましたけれども、ここも少し工夫をしてみたいと思います。もちろん文科省のほうにも御相談してみてもですけれども。

大杉委員 補足的に申しますと、ここは多分新しくできたところで、事業化するのに非常に皆さん難しいとっていらっしゃるところかもしれないので、これは、モデルになる可能性が非常に高いという気がしました。

大村座長 ありがとうございます。そのほかいかがでございましょう。

安藤(和)委員 この教材というのはどのぐらいのサイクルで変えていく予定なのですか。時代に見合っただけで変えていかないと、今すぐサイクルが早いので、この教材自体が使えなくなることによって非常に早いと思うのですね。どの程度のサイクルで変えていくように今御審議なさっているかということを知りたいと思いました。

大村座長 この教材の位置付けも含めてでしょうか。

安藤(和)委員 はい。

大谷部付 今作ったばかりで、直す体制というのはなかなか……事務局としても辛いところで

ございますけれども、この位置付けとしては、これが絶対だという形を出すつもりもございません。例えば、5ページのところで、すべて教材のところを同じような書きぶりにしてございますけれども、イのところですね、これを参考にさまざまな実践が行われることが期待されるのか、これは参考例で、自由に使ってくださいということを考えています。特に、これからどのような形で発信するかにも関わってまいりますけれども、例えば学校の先生たちがデータをパソコンでダウンロードして、それをすぐに書き換えられるような形、ワード形式であるとか一太郎形式であるとか、そういうもので発信すれば、自由に書き換えて使っていただけるのではないかと考えております。

大村座長 事例も新しい事例が必要になるかもしれませんけれども、差し当たりは今のような性格付けのもので、現場でいろいろな創意工夫を盛り込んで新たに作り変えていただくこともあると、そういうことですね。

そのほかいかがでございますでしょうか。

村松委員 冒頭に質問したのは、法律家でない人には少し難しいのかなという印象を持ったので、最初に名あて人は誰なのですかということをお伺いしました。その上で、一般の人にも開示していくということであれば、もう少し実社会の活動に沿った形で書かれたほうがよいのではないかという気がしております。そういう観点も踏まえて、細かい点もありますが、幾つか気になった点を指摘させていただきます。

最初に3ページなのですが、2のところの第2段落「そして、当協議会は、その後の検討を通じ、契約法分野に関する教育が私法分野教育の中心であり、」云々と書いてあります。この報告書では3つの分野を並列して並べているわけですが、その中で、契約法分野が中心であると言い切っているのかどうか、そこはこれまでどういう御議論、もしあったのであればそれで結構なのですが、まだそういうコンセンサスがないのであれば、少し議論をしてもよいのではないかと考えております。私の中では、ここは意見が固まっていないところではあります。

それから4ページの「2つのアプローチ」があって、この第2のアプローチなのですが、もう少し端的に何をつかませたいのかというのを言い切ってしまうのもよいのではないかと考えています。この第2のところ、この書き方はどうなっているかという、最後の一文で「契約や経済活動についての理解を深めることに重点を置く手法」ということになっておりますが、法教育的な視点で言えば、むしろその実質的な公平であるとか正義であるとか、そういったものを学ばせるところのかなと私の中では考えております。つまり、原則でいけば自由なわけですが、社会の実態の中では、そういう形式的な平等を貫いた場合には、実質的には不平等になってくるという観点がある、それがこの修正部分で出てくるところで、まさに法が実質的な平等であるとか正義を実現しようとしている、そういう分野なのかなと、そういう観点で書いていってもよいのではないかと考えています。ちなみに、この点は後ほど出てまいりますし、資料1-3の13ページのところで御指摘いただいているんですね。13ページのところで、原則は自由、例外は法で公正さを保障という私法的な考え方、ですので、もっと端的につかませたい狙いというものを切り込んでいってもよいのではないかという印象を持ちました。これが4ページですね。

あとは5ページなのですが、第1のアプローチと第2のアプローチがあって、小学校段階では第1のアプローチが重要であり、高校段階では第2のアプローチが重要であるという形なのですが、この文脈のとり方としては2つあるのだろうと思います。それは、第1のアプローチ

と第2のアプローチを並列して考えていって、それぞれ発達段階において教えるのだという考え方で、あくまでも前提となる第1のアプローチがあって、それを十分習得した上で第2のアプローチがあるのだという考え方です。もし後者の考え方であるならば、こここのところはその前者と混同されがちなところですので、もう少し書き方を工夫されたほうがいいのかと思っております。

それから、6ページなのですが、上から5行目のところで、ここは「様々な労働者保護法制の意義を正確に捉え、現代社会に生起する労働問題とその対策について、より深い理解を得ることを意図したもの」と書かれているのですが、労働問題の個別の知識を教えるのが法教育ではないと思いますので、むしろ端的に、先ほどの確か4ページのところと重複してきますけれども、その労働法制を学ばせることによって法の理念ということをつかませるのだと、そういう観点からの書きぶりのほうがよいのではないかいいのかなと感じました。

それから最後なのですが、7ページ、この「財産・責任の分野」というところ、ここが冒頭で私が申し上げました、少し難しいと感じたところです。法律家であれば、すんなり入っていくところであるのですが、所有権絶対の原則であるとか過失責任の原則、これは一般の方にはあまりなじみのない概念ですから、むしろ例えば人のものをとってはいけないという一般の人が分かるような、その背景には所有権絶対の原則という法の概念、理念が横たわっているのだという観点でもう少し流していただいたほうがよいのではないかという気がしました。

私を感じたことは以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。幾つかの御指摘をいただきましたが、6ページの労働法制の点は書き方の点で、村松委員御指摘のとおり、知識ではなくてむしろ考え方をということだろうと思いますので、そこは修文を工夫していただければと思います。あと、おっしゃったことのうち、幾つかのことがあったかと思えますけれども、一つは契約中心ということと、ここでのコンセンサスはできているのかということと、それから契約以外のものとして財産・責任というのが出てくるけれども、そのプレゼンテーションの仕方がこれで果たして分かるだろうかというような御指摘があったかと思えます。

それから、他方、これは全体として2つのアプローチという切り口で整理がされておりますけれども、その2つのアプローチの関係についてどのように整理するのかということと、教えるに際して、これは発達段階に応じて2つについて相応にということなのか、ウエート付けがあるということなのかというのをはっきりさせたほうがよいのではないかという御指摘だったかと思えますけれども、何か関連の御意見があればぜひ伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。吉崎委員、どうぞ。

吉崎委員 吉崎でございます。今、村松先生がおっしゃったことと同じように感じるのが、具体的に言うと8ページのところで、過失責任の原則と自由な経済活動の担保、この2つの結びつきですね。これも法律家から見れば、物の本には常に書いてあることではあるものの、過失責任がない、負わないということであれば、自由な経済活動が担保できるのだというその間に、多分一般の方々には分かりにくい因果の流れがあるはずなんです。そういったところはおかみ砕いた説明が必要ではないかという感じがします。

そうやって考えていきますと、しかもこれは長いという問題点があって、先ほどの大杉先生の話にもちょっと似て非なることを申し上げると、まずは簡単にまとめたポンチ絵や図表がまずあって、それで、このペーパーがもう少しかみ砕かれていて、それで教材を見てという構成

になれば、読みやすくなる、使いやすくなるのではないかという印象を持っております。今申し上げた理屈の問題としての難しさと、やはり言葉遣いももう少し漢字が6つ並んでいるような言葉よりは、何々の何々についてというほうが多分分かりやすいのだと思いますので、そういったことも心配りいただけたらよいのではないかと思います。

大村座長 似て非なるとおっしゃいましたけれども、全体の中での位置付けというのが先ほどの大杉先生の御指摘でしたけれども、吉崎委員の御指摘は、この中でのイントロダクション的なプランが欲しいですねということかと思えますけれども、それも併せて、最初のところを少し補充していただくのがよいかと思えますが、他方、表現は確かに司法法制部長あてであればよろしいわけですが、一般の方々が御覧になるということですと、多少今度は逆に言葉を費やすことになっても、丁寧に説明したほうがよいということもあるのかなと思えます。特に具体的な指摘もいただいておりますので、御検討をいただければと思います。

大杉委員 1点だけ言い忘れていましたが、2ページ(2)の第2パラグラフで、しかしながら、そこでという文章があるのですけれども、これは法教育を中心に書いている文章なので当然これでいいと思うのですけれども、学校教育も、教育基本法から考えると、主体的に社会に参画するというのを非常に大事にしようと、ですから今度の指導要領の中身にしても、言語活動や社会参画とか、そういったことが重視されているのですね。言語活動については、後ろのほうで、コミュニケーションとか、こういったことが契約の中でそのものだというふうに書いてあるところがありますので、ここは、学校教育において、私法分野教育を民法の一般原則を適切に踏まえつつやるのは極めて重要であるということなのですから、社会参画を主体的に行う子どもたちを育てるという意味では、いわゆる司法の学習と言うのですか、この原則というのは非常に大事だと、自分たちで社会を形成する子どもたちという、そういう側面を入れますと、やはり学校教育自体も、私もこの司法教育というのは非常に大事だと思うのですけれども、これがやっぱりマッチしてくるのではないかと思います。余分なことを言いますと、こうした誤解を根本から図るためというネガティブな主張ではなくて、ポジティブな主体者をつくるというものを出していったほうがよいのではないかと思います。ここの文は特にそう思いました。

大村座長 非常に重要な御指摘をいただいたかと思えますけれども、これは最初のほうで村松委員がおっしゃったのは、契約中心でよいのかということとも関わるかと思えますけれども、単に狭い意味での取引のルールとしての契約を教えるというのではなくて、大杉委員がおっしゃったように、社会を自分たちで形成していく、社会環境を築き上げていくための基本的な考え方というのが、契約というものを通じてということなのではないかと思えますので、そういう含みが現れるような修文をしていただくのがいいかと思えます。

そのほかいかがでございますか。坂田委員。

坂田委員 坂田でございます。全体、これまであまりこの分野に関わってこなかった私のような者でも、読ませていただいてずっと入ってくる分かりやすい内容であると思ひまして、私法分野の部会の委員の方々に深く敬意を表するところであります。

私が所属している法テラスという立場から見ますと、やはり紛争解決分野における法教育ということが気になりまして、その部分のところを特に拝読しましたが、まだ発足後間もない私どものような機関も数行にわたって紙面を割いて書いていただいて本当にありがたいと思っております。1点だけどうなのかと思ひますのは、12ページの下から4行のところであります。

「これらの機関・職種」、つまり紛争解決において何らかの役割を担っておられる弁護士その他の職種とかあるいは各種機関、そういったものについての知識ですが、それは「実社会に出て行くことが生徒にとって現実の問題として感じられる時期に得ることが適当であるから、紛争解決分野に関する③の法教育は、中学校や高等学校の最終学年において取り扱われることが望ましい。」とありますが、これは本当にそうなのでしょうか。私どもの思いからすると、火事だったら119番とか、犯罪に巻き込まれたら110番と同じような意味合いで、法的なトラブルに巻き込まれたらお悩みなし(078374)法テラスということが、血肉として、知識として身に付くようになりさえすれば、それはこの紛争解決分野における法教育というのが実は8割、9割目的を達成したと言っても過言ではないぐらいのことなのかもしれないという思いがあります。そうなるためには、小学校のときからも、ほんのちょっとした時間で済むことですので、繰り返しそういったことを教えるとか、あるいは将来の自分の仕事を選ぶに当たって、弁護士さんになりたいとか、司法書士になりたいとか、そういったこと、その職種については、相当早い段階から繰り返し触れてもよいのではないかという気がするところがあります。ですから、繰り返しその血肉としてこういった知識というのは社会に出てから使えなければいけない。そのためには、小学校のときから、詳しさの度合いはともかく、繰り返し教えるということは必要なだけけれども、特に実社会に旅立っていく最終学年で詳しく取り上げるのが望ましいというような書きぶりにならないかというようなことを1点思います。

それと、もう一点は本当に細かいことですが、その数行前に、法テラスが適切な機関を紹介する情報提供業務をと書かれておりますが、法制度の中身の紹介もやっておりますので、関係する法制度や適切な機関を紹介するみたいにしていただけるとありがたいということでございます。基本姿勢は取り上げていただけただけでも光栄に存じているところですが、お考えいただければありがたいかと思えます。

大村座長 法テラスの業務内容についてはまた適度に正確な記載をしていただくことにしまして、12ページの一番最後は、かくかくしかじかが望ましいというのは、何年生でやるのは望ましいというのは、割とこの報告書全体の中ではここは珍しい箇所かと思えますので、少し工夫をして、これだけではないという形にさせていただいたほうがいいのかと思えます。

笠井委員、どうぞ。

笠井委員 便乗しているみたいになりますが、特に最終学年というのに何か強い意味があるのかどうか、特になければそこまで限定しなくてもよいのではないかと思えます。これはやはり紛争解決、実体法と手続法という両輪で、そういったことも考えながら、こういう契約の話などを勉強するのもいいのかと思えますので、便乗させていただきました。

大村座長 事務局としては、リアリティーが感じられるところでやるのがよいのではないかとのお気持ちかと思えますけれども、これに限ることではないということで、少し考えていただければと思います。

そのほかにも多分おありかと思えますけれども、せっかく教材を準備していただきましたので、教材についても御意見をいただければと思います。全体につきましては、また教材を見たと上で、それとあわせて最後に少し御意見をいただければと思っております。

教材は4つありまして、最初は、1つずつ伺おうかと思っていたのですが、それですと時間が足りないかもしれませんので、お気付きになりましたところから、どこでも御指摘いただければと思います。よろしく願いいたします。

笠井委員，どうぞ。

笠井委員 まず、教材全体としては、私は、大変よくできていると思って感心して拝見していました。と言いますのは、まず1つは、先ほど安藤委員が言われたことにも関係するのですけれども、確かに新しく様々な問題が出てきたら改訂しなければいけないというのはあると思いますけれど、身近に起こり得るような話を割と普遍的に、10年前、法律があったかどうかは別にして、10年前でも20年前でもあったことだろうと思いますので、10年後、20年後も基本線は使えるのではないかと思ったということに感心したということの一つ申し上げておきます。

それから、歴史の関係についても、我々が高校生ぐらいのころに工場法など勉強したかもしれませんが、こういう契約自由の原則とかそれに対する修正とかというのをきちんと身近なもの、自分の問題との関係で身に付けておくと、そういったものがビビッドに理解できるのではないかと思って、そういった面でも非常によいと思ったということをもっと申し上げます。

あと、ごくごく細かいことなのですが、資料1-3について、3時限目に消費者契約の話が少しだけ出てきて、消費者契約の関係の条文が14ページに載っているのですが、事例を見ると、返してもらえなかったということに困ったという事例が出ているので、むしろ条文としては4条3項の貸与しない、あるいは貸与させないという条文を挙げなければならないのではないかと思います。

以上です。

大村座長 ありがとうございます。安藤委員，どうぞ。

安藤(和)委員 先ほど、時代というのが割とポイントになるのではないかとお話ししたのは、例えば契約と売買というところで、今インターネットがありますよね。中学生ぐらいからみんなネットで物を買ったりして、コンサートのチケットなどでお金を払い込んだのに届かないというケースを子どもたちがよく話しているのを耳にしたりしているので、相手が目に見えないというか、対面方式ではなく、逃げられてしまうことが多いらしいですね。携帯電話にかけてもつながらないとかという、それでお金を返してもらえない、チケットは届かないというようなこともあります。非常にここだと分かりやすいのですけれども、友達同士のゲームの貸し借りだったり、売買でもきちんと人の顔が見える売買などはありますけれども、今の時代はそうではないものもたくさん出てきているので、多分そういうものも取り入れて教材を作っていたらいいと思うのですが、今の子どもたちには分かりやすいのではと思うのと、ブログというものもあって、例えばそういうものの中から犯罪性を帯びたものが出てくるかもしれないということも、今の時代にはきっちり押さえておいてあげないと、現代の子どもたちにはちょっと通用し切れない。普遍的なテーマのものは押さえてあったとしても、もっと新しいものを取り入れていただいたほうが身近ではないかと思います。

大村座長 安藤委員の御指摘は全くもっともだと思います。若いお子さん方ですね、携帯電話ですとかネットですとか今すごく関心も高いです。

安藤(和)委員 非常に多いですね、現実に出向かないでネットなどで売買するケースが。

大村座長 取引の局面でも今おっしゃったような問題があろうと思いますし、それから知的財産の問題ですとか名誉ですとかプライバシーといったような問題もあろうかと思います。そのこと一般論としては9ページに、情報モラルということとの関係で書かれておりますけれど、教

材もあってもよいのではというのは確かに思います。

安藤(和)委員 多分、大杉先生は御存じだと思うんですけど、なかなか現場の先生が対応し切れないのですよね。どうしてもそういうケースが出てきてしまうので、なるべくそういうのは押さえておいてさしあげたほうが親切かと思います。

大村座長 今回、限られた時間の中で多様な教材を準備するというので、よく作っていただいたのですが、御指摘のように、新しい教材があったらいいなと思いますし、重要性があるというのも全くおっしゃるとおりだろうと思います。

安藤(和)委員 お手数ですけど、よろしく願いいたします。

大杉委員 あと、教育的に形式的な面と、内容の面だけ少し気付きがありますので、全体的に資料の形式なのですけれども、単元で、対象学年がありません。前回は、中学校の公民的分野だから、3年以外はあり得ないので、なくてもいいのですけれども、今回は対象学年がないと難しいだろうと思うのです。これ、何年生でやるのというのが出てきます。先ほど言われました最初の資料1-2の貸し借りのところは、5年及び6年と言われていましたので、ああ、そうかとなります。それと、資料1-2というのは特活でやられていますけれども、道徳というのはなかったのかということをし少し思っています。これが1つ目です。

あと、一番最初の本体のところと少し絡んだりもするのを少し後でお話ししたいと思うのですが、順番に資料の1-3の1ページ目、「単元の位置付け」とあるのですけれども、その1行目、「要領案」となっているのですけれども、民間本の場合はこれでもいいと思うのですけれども、一応、省庁が出されますので、学習指導要領と後の後半も全部されたほうが連携されるときによいのではないかと思います。

あと、同じく3ページ目に、これは作成者の意思は最大限尊重したいと思うのですけれども、いずれも授業の基本となる学習テーマのところの問いですね、それと答えが一致しているのかというのがちょっと見られます。どういうことかと言いますと、3ページ目の真ん中の「展開」のところ「契約の内容や形式は自由に決められるのか、議論しよう。」答えは決められない、決まっていなと思うのですけれども、これは契約はどのような内容でないと契約とは言えないのかと聞くと、そんなことは関係ないよという、授業の仕方の問題なのですけれども、ほかに幾つか、問いですね、学習テーマとなるところなのですけれども、これを少しおもしろくされると、学校の先生方が飛びついて授業されるのではないかと思います。

あと、一番下のワークシートの(3)のこの授業で学んだことの記入例で、④というのは、ちょっと文章が修正前の状況のままになっていると思います。

細かくて申し訳ないのですけれども、あと次の4ページ目ですね。ここも「展開」の一番最初の四角に書いてある「AとBのトラブルの背景について議論しよう。」となっているのですけれども、多分学校の先生方だと、なぜトラブルになったのか、お互いの意見を整理してみようとか、そういうイメージになるのかと感じました。

これが一番大きいところなのですけれども、さっき言いました、新学習指導要領の中学校の公民的分野の記載を実践の在り方を示すのだというところにかかるもので、これが資料の1-4の6ページのところになりますけれども、多分ここの中で、効率のところなんです。全部の問題に効率と公正が入っていると思うのですけれども、そのチェック表のところ、効率は、解説は社会全体として無駄を省くと言いますか、資源が無駄に使われていないか、お金や時間や労力とか、そういう資源が社会全体で無駄に使われていないかということしか書いてなかる

うかと思うのですけれども、そのときに、問題を解決することができるだろうかというのが効率のチェックポイントになるのかということところです。授業でもなかなか難しいのは、法的に考えていくというところで効率・公正を考えるか、ここの単元は社会をいろいろ見ていくときに、効率と公正で考えることがあるよと、両方とも大事にしていけないと難しいよということ学ばせるための素材を集めてくるということと、こういうトラブルを解決するといったときに、効率を考えなくてもいいということもあると思うのですね。実は逆に、効率と公正という見方がありますよ、全部適用するわけではないのだけれども、それに沿った素材を集めて学習するようになるのですけれども、逆にいろんなトラブルを見ていったときに、全部効率と公正で見れるかという問題があるかと思うんですね。それで、一番最後の家族の中で個人はどうあるべきかということですか、いろいろあるかと思うのですけれども、全部問題を解決することができるか、お金はどのぐらいかかるか、手間や時間はどのぐらいかかるかというのが全部効率のチェックポイントになっているのが、少し違う部分もあるのではないのかということなのです。

以上です。ここが一番気にかかっているところです。

大谷部付 実は、それも難しいと思った大変大きなところで、何でもかんでも効率と公正というわけでもないでしょうし、効率といったら、普通の言葉で言えばエフィシエンシーで、本当の効率の問題、経済学的な効率のことを言っているのだらうと思いつつ、他方で、問題を解決するという点だけにポイントを当てた場合に、どれぐらいの効果が得られる効果的という部分と効率的という部分両方があるのだらうと思います。この効率というのは両方を含ませることができないだらうかと考えたところです。ですから、問題を解決するときには、恐らく効率と公正は常に出てくる視点だと思うのですが、それは経済学的な意味での効率というのか、それとも少し違うものを踏まえたというか取り入れたような効率なのか、そこら辺が難しいと思いつつも、このような形でまとめたところです。

吉崎委員 吉崎でございます。恐らく学習指導要領に効率と公正という記載があったところにうまく合わせようということで苦心されたものだと私は理解しています。法律の対立概念として効率と公正というのが、個人的には効率ということが少し違和感があると思っています。なので、今大谷部付が解説したとおり、効率というのが経済的な効率ということに限らず、合理的な解決方法といった意味と、それから公正という対立概念で、もう少し広く、あるいは若干効率という言葉から枠を外れた概念取りをしてもよいのではないかと私は理解して、その上でこの教材の在り方としてはこういうことでよいのではと私自身は思っていたところがございます。

大杉委員 そこが私はポイントだと思うのですけれども、本体で新学習指導要領の記載について、実践の在り方をこうだと書かれて、この教材などでその効率の解釈の部分をもう少し広げたらこれはうまくいくといったときにどうかという問題と、あと中身的には、効率と公正、対立概念ではなくて、例えば経済では、ある制約条件のもとで資源を効果的に配分して、より多くの人の満足を得られるようにするという、そういう活動は公正なルールの下でないとうまく達成できないのだという、効率と公正がどちらかを取ればどちらかが駄目になるというのではなくて、両方うまく賄える状況があればよいのではないかとということで設定されていると思うので、解説はこれとこれは対立しているとは書いていないので、そこをうまくしていただくと、この本体と教材のところで、これよいのではという示し方ができると思います。

大村座長 大杉委員がおっしゃったことは、幾つかの問題が含まれているように思います。一つ

は効率と公正についてこれが唯一の考え方だと打ち出されると、それは支障があるのではないかということですね。それから、もう一つは、この効率と公正というのは、指導要領の中では必ずしも法教育との関連でのみ言われていることではないので、いわばマクロの側面を主として想定されているかと思えますけれども、法律問題で特にこういう具体的な紛争を想定して考えていくことになると、それはミクロレベルで投影された形で現れますので、その落差をどういうふうに考えるのかということについて何か欲しいという御趣旨なのかなと思って伺いました。どちらにも関連するかと思えますけれども、これは分かりやすさを重視して、効率、解決できるか、お金はどうか、手間や時間はどうかと、公正、参加しているか、互換性があるかということなのですから、すべてについてこれがチェックポイントだということ、効率というのはこの3点だけで考えられるのか、公正というのはこの2点だけなのかという印象を与えやしないかということですね。そのあたりですかね。

建部委員 東京都教育庁指導部の建部です。感想と配慮点をお話しさせていただければと思うのですが、まず、この教材の1-2を最初に持ってこられたのは大きいなと思っております。先ほどからお話が出ていますように、大量に教員が退職して、若い教員がこれから増えてくるのですけれども、御存じのようにいわゆる学級崩壊、学級がうまく機能しない状況というのがどうしても都内を含めて全国で起きている状況です。その一つの原因としては、大学を出たての教員が40人近くのクラスを持って、ある意味学級を経営していかなければいけない。経営というものは、10年、20年教員をやってもなかなかできない中で、20代そこそこの教員がその学級経営していくときに、様々なトラブルがあるわけです、その貸し借りの問題を含めてですね。さらにその後ろ側には保護者がいて、社会経験豊富な保護者からこれはどうなんだというような指摘をされて、20代の教員がそれを処理できるかどうかと言うと、そういった人材育成は都の教育庁としても重要課題ではあるのですが、そうしたときに、この1-2の教材、これは特別活動ということで、小学校5年生、6年生と作っていただいているのですが、うまく使っていけば、これは中学校でも使えますし、これが実は今後法教育を各学校に広げていくきっかけになるのではという気で見えておりました。資料の1-3から1-4、5となると、どうしても社会科の教員が自分の資質を更に磨いていくためにこれをどう使っていくかという発想から学ばれることが多いのだらうと思うのですが、1-2に関しては、恐らく小学校、中学校、場合によっては高等学校の担任をされる全部の先生が、もしこういうトラブルが校内で起きたときに、対症療法ではなくて、事前にこういう決まりとか約束をどういうふうに教えていくべきかということをお聞きいただく研修としても重要な教材だらうという、これは今日読ませていただいて、私自身も学級経営の中でこの法教育がどう機能するかで、今後その法教育の全国への広がりというのがキーになっているのだらうと思いました。そういう意味ではこれは貴重な教材だと受け止めております。

もう一つ、今度は配慮事項なのですから、1-4のこれはマンションの自治のところなのですが、今、外国籍の生徒さんがかなり学校内、クラスの中にいる中で、何らかの根拠はあるのだらうと思うのですが、外国人家族のAが文化として夜騒ぐという記載があります。ここは配慮しようかなという気がしております。どういった背景でこの外国人家族の文化として、夜騒ぐというのがマイナスのイメージの表現とその文化というところで、クラスに例えば外国籍のお子さんがかんり多くなってきている現状の中で、授業をされる先生の中で、これをそのままぼんとしてしまったときに、様々な受け取り方が出てくるのだらうと思いますので、こ

の辺の文化と騒ぐと、なかなか試行錯誤する事例だと思うのですが、前提条件として、そういう先入観を与えてしまわないかというところが気になりました。

以上2点でございます。

大村座長 ありがとうございます。最初の点は、現場の感覚をお伝えいただきまして、非常に有益な御意見ではないかと思えます。特に対症療法ではない形でというふうに御指摘いただいたところも大事なポイントなのではないかと思えます。

それからもう一つ、外国人の問題というのも、これもますます重要になっていく問題かと思えますけれども、この教材の気持ちとしては、騒いでいるということが一概に悪いということではなくて、それぞれの国にそれぞれの文化があるという趣旨なのでしょうけれども、表現については慎重さが必要ではないかという御指摘かと思いましたので、そのところをうまく表現していただくようにと思えます。

安藤（和）委員 例えば、ごみ出しのルールを知らないというのではなくて、ごみ出しのルールってその場所場所で全部違いますよね。例えば国によっても違うし、住んでいるマンションの在り方によってもごみ出しって違うと思うので、ここの表現の仕方をもう少しうまく変えられたら分かりやすいのではないかと思えます。

大村座長 今の点もよろしく願いいたします。

江口先生、どうぞ。

江口委員 大杉先生や建部委員も言われたのですが、どういう形でこの報告書を作るかというのはあまり議論していませんので、ちょうど学習指導要領が変わって、教科書ができるはぎ間で、解説そのものに対する解釈も、文科省自体、解説以外出していません。その中で解釈に踏み込んであまりやり過ぎると、後で文科省自体も苦しむし、法務省も少し困ったという局面もあるので、書きっぷりをやはり議論したほうが良いような気がします。先ほど言ったように、守ることというのは道德の教材の中にあるわけだから、道德を外すということはとてもじゃないけれどできません。そうすると、道德との関係はどうなるのだとということを書かないと、教育の世界では多分通用しなくなると思えます。特活で使い勝手が良いというのはそのとおりですが、道德ではどう使うのだという議論を組み込まなければいけない。それから、対立と合意の問題、効率と公正の問題も、だからどういう構造でこの報告書を出すかというのは、大村先生を中心にしながら詰めていったほうが良い気がします。内容自体が悪いと言っているわけではなくて、せっかくだからこれを生かすためにどうしたらいいかと。僕も文科省で非常勤の調査官をやっているわけですから、これはどこかで文科省と一回すり合わさないと示しがつかないという直観がありますので、枠組み全体の問題はどこかでやりたいという気がしています。

大村座長 ありがとうございます。さまざまな御意見をいただきまして、江口委員は、最後全体にかかわる御意見、それから今後の進め方に関わる御意見も含んでいるかと思えます。本日は様々な御意見をいただきましたけれども、おおむね肯定的に受け止めていただいたのではないかと考えております。

御指摘があった指導要領とのすり合わせの点というのは、これは現場でできるだけ実際に参考にしていただくという観点からは重要なところを含んでいると思えます。その教育関係の委員の先生方からアドバイスをいただきまして、必要ならば、江口委員がおっしゃるように、具体的なすり合わせをするということで取りまとめを図りたいと思えますけれども、よろしゅう

ございましょうか。

それでは、その点も含めまして、私どものほうでこれを預からせていただきまして、修文を改めていたしまして、手続も含めて皆様にまた御連絡をさせていただくということでお話ししたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

それでは、この件につきましては、差し当たりこれでまとめさせていただきたいと存じます。この協議会、もう一つ小学校の教材作成がございすけれども、こちらについても、鋭意、部会が進行中でございすので、また取りまとめについて御意見をいただくという機会を設けさせていただくことになろうかと思ひます。その点も含めまして、次回の予定につきましては、また追って事務局から御連絡させていただきたいと存じます。

本日予定していた議事は以上でございすけれども、何か御発言はございすか。

よろしゅうございすでしょうか。

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—